

京都市清酒の普及の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の伝統産業である清酒（以下「清酒」という。）による乾杯の習慣を広めることにより、清酒の普及を通じた日本文化への理解の促進に寄与することを目的とする。

(本市の役割)

第2条 本市は、清酒の普及の促進に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第3条 清酒の生産を業として行う者は、清酒の普及を促進するために主体的に取り組むとともに、本市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第4条 市民は、本市及び事業者が行う清酒の普及の促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して14日を経過した日から施行する。